

令和2年度 開進第二小学校 いじめ対応基本方針

練馬区立開進第二小学校

校長 長谷川 修

平成25年の9月末に「いじめ防止対策推進法」が施行されました。学校では、いじめ防止基本方針または地域いじめ防止基本方針を踏まえ、その学校の実情に応じた同様の基本的な方針の策定をすることになっています。開二小としての方針をまとめましたので、お知らせいたします。

気になることがありましたら、いつでもご連絡、ご相談ください。

1 学校としての基本姿勢

- いじめは重大な人権侵害行為であり、決して許されるものではない。
- いじめはどこでも起こり得るとの認識に立ち、いじめが発生した場合は、いかなる理由があっても被害者の側に寄り添い、組織で対応する。

※ 全教職員がこの基本姿勢に立って、日々の学校生活を通して児童を見ていきます。

2 いじめを早期発見するための取組

- * 練馬区の「ふれあい月間」(6・11・2月)に校内で「いじめアンケート」を実施し、実態を定期的に調査する。
- * 月に一度「なかよしの日」を設定し、年間を通してアンケートを実施し、児童が自ら行動の振り返りをする機会を設け、いじめの未然防止・早期発見に努める。
- * 心のふれあい相談員やスクールカウンセラー、学校生活支援員、身近な教員に話ができるような環境を整え、気軽に相談できる体制を作る。5年生については、スクールカウンセラーとの全員面談を実施し、何でも相談できる体制を作る。
- * 毎週金曜日に行う生活指導夕会、校内支援委員会で児童の様子を掌握し、必要に応じて対応する。また、情報や対応策の共通理解を図ることで、全教職員が同じ対応がとれる体制を整える。

3 いじめを発見した場合の対応

(1) 対応の手順

- ① 事実確認(該当児童双方への聞き取り等)
- ② 保護者への連絡・周知
- ③ いじめの制止に向けた指導(被害の拡大防止、根本的解決への具体的指導)
- ④ いじめを受けた児童・保護者への支援
- ⑤ いじめを行った児童に対する実効性のある指導またはその保護者への助言

(2) 校内の体制

- ・「いじめ対策委員会」で対応を協議し、組織として対応の方針を決定すると共に、学校全体で情報を共有して児童の様子をそれぞれの立場で注意して見守っていく。
- ・心のふれあい相談員、スクールカウンセラー、つつじ学級巡回指導員・専門員が、児童・保

護者の相談にのるなど支援する。

(3) 外部関係機関との連携

- ・教育委員会に報告し、指導助言のもと対応する。
- ・必要に応じて、関係機関（教育相談所・子ども家庭支援センター・学校教育支援センター等）と連携を図り対応する。
- ・主任児童員と密に連絡を取り合い、地域での様子を把握すると共に長期休業中等の対応ができるようにする。

4 いじめを受けている児童に対する対応

(1) 学校の生活場面での対応の仕方

① 登下校

- * 児童、保護者と相談し、一人きりにならないように配慮する。

② 登校したら

- * 登校を確認したら、必要に応じて担任や関係職員、保護者に連絡を入れる。
- * 担任または教職員が靴箱まで行き、登校時の様子を見守る。

③ 授業中

- * 担任、または関係教職員が教室に入って、児童の様子を見守る。

④ 休み時間・教室移動・清掃中

- * 担任または教職員が児童の様子を見守る。
- * 教室移動に際しては、担任が先導し、指定の教室に入るまで付き添う。
- * 教室清掃は担任が児童の様子を見守り、出張清掃では教職員が児童の様子を見守る。

(2) 家庭との連携

- * 定期的に連絡を取り合い、学校と家庭の様子を把握する。

5 その他

- * 「学校いじめ対策推進教員」を指名し、いじめ対策委員会の中心的存在として委員会を推進していく。
- * 友だちとのかかわりについて、道徳はもちろん朝の会や帰りの会、特別活動等の時間で、機会あるごとに取り上げ、子どもたちに考えさせるようにする。
- * あらゆる機会を通して、一人一人の人権を尊重する気持ちを育てていく。
- * 日頃の学校生活を振り返って、困っていることや悩んでいること、今の自分が抱えている課題、よかったこと、うれしかったことなどを振り返らせ、個人の様子、学級の状況を把握する資料として指導に生かす。
- * 近年増えているインターネット上のいじめについても情報モラルの指導を行う。また、セーフティ教室等でも必ず触れるようにする。